◆京都の労働メールマガジン　　第7号◆

発行　2019年3月12日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 中退共制度のメリットは？
2. 京都ジョブパークイベント情報
3. 働き方改革関連法でどう変わる？　その5　雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

【１】中退共制度のメリットは？

企業の魅力づくり、仕事への意欲づくりに中小企業退職金共済（中退共）制度に加入しませんか？

中退共制度は、中小企業の事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。中退共制度をご利用になれば、安心・確実・有利で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。

 この中退共制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部が運営しています。

【共済制度の概要】

・事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。

・従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

・掛金の一部を国が助成します。

・短時間労働者（パートタイマー等）の方も加入できます。

・外部積立型で管理が簡単です。従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせします。

制度の詳しい説明は中退共のホームページをご覧ください。

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【２】京都ジョブパークイベント情報

●京都ジョブ博「春のまいづる就職フェア」

日時：3月15日（金）13:00～16:00

会場：舞鶴市商工観光センター4階・5階

対象：2019年3月大学等卒業予定者、2020年3月大学等卒業予定者、UIJターン希望者、一般求職者（2020年3月卒業予定者は業界研究のみ）

ＨＰ：<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/0315maiddurufair.html>

●京都ジョブ博「京丹後市合同企業説明会」

日時：3月23日（土）13:00～16:00

会場：アグリセンター大宮

対象：2020年3月卒業予定の大学生等、UIJターン希望者、一般求職者

ＨＰ：<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/event/2019/0323kyotangogousetu.html>

（同時開催　保護者のための就活勉強会in京丹後）

●保護者のための就活勉強会in京丹後

日時：3月23日（土）14:00～16:00

会場：アグリセンター大宮

対象：大学・短大・専門学校等の学生の保護者（院生も含む全学年）、都市部で働いている方の保護者

ＨＰ：<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/event/2019/0323kyotangohogosyabenkyokai.html>

（同時開催　京都ジョブ博「京丹後市合同企業説明会」）

●京都ジョブ博「京都北部合同企業説明会 in 福知山公立大学キャンパス」

日時：3月24日（日）11:00～16:00

会場：福知山公立大学　4号館

対象：2020年3月卒業予定の大学・短大等の学生、UIJターンで京都府北部地域での就職を希望する学生

ＨＰ：<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/event/2019/0324hokubukigyosetumeikai.html>

（同時開催　保護者のための就活勉強会in福知山公立大学キャンパス）

●保護者のための就活勉強会in福知山公立大学キャンパス

日時：3月24日（日）13:00～14:00

会場：福知山公立大学　4号館

対象：大学・短大・専門学校等の学生の保護者（院生も含む全学年）、都市部で働いている方の保護者、学生の参加も可

ＨＰ：<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/event/2019/0324fukuchiyamahogosyabenkyokai.html>

（同時開催　京都ジョブ博「京都北部合同企業説明会 in 福知山公立大学キャンパス」）

【３】働き方改革関連法でどう変わる？　その5雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

　「働き方改革関連法」により、パートタイム労働法が「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

パートタイム・有期雇用労働法、改正派遣労働法により正規労働者（いわゆる正社員）と非正規労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差が、2020年4月1日から禁止されます（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日）。

　改正の概要は次のとおりです。

●｢不合理な待遇差｣　の禁止

・同一企業内において、正規雇用労働者と非正規労働者との間で、基本給や賞与、各種手当、福利厚生、教育訓練等のあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

　どのような待遇差が不合理か「同一労働同一賃金ガイドライン」を参照のうえ企業内で検討してください。

 「同一労働同一賃金ガイドライン」はこちら

 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

【均衡待遇とは（不合理な待遇格差の禁止）】

１職務内容＊　２職務内容・配置の変更の範囲　３その他の事情　の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの。

　【均等待遇とは（差別的取扱いの禁止）】

１職務内容＊　２職務内容・配置の変更の範囲　が同じ場合、差別的取扱いを禁止するもの。

＊職務内容とは、業務の内容及び責任の程度をいいます。

　　派遣労働者については、次のいずれかを確保することを義務化します。

　　（１）派遣先の労働者との均等・均衡待遇

　　（２）一定の要件を満たす労使協定による待遇

　　労働者派遣法の「同一労働同一賃金」に関する規定等はこちら

 　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html>

●パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

・非正規労働者は「正社員との待遇差の内容や理由」等の自身の待遇について説明を求めることができるようになります。

・事業主は、非正規労働者から求めがあった場合は、正社員との待遇差の内容や待遇差の生じる理由を説明~~を~~しなければなりません。

●行政による事業主への助言・指導やADR（裁判外紛争解決手続）の規定の整備

・パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者の均等・均衡待遇等に関する個別労働紛争については、労働局による助言・指導等の対象となります。

・「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、労働局が実施するADRの対象となります。

お問合せは、京都労働局雇用環境・均等室　電話　075-241-3212

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 労働・雇用政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８２

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：rodo-koyo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。